

令和2年(2020年)分 申告書作成会場

湯浅税務署では申告書作成会場を開設します。

会場にお越しの際は、前項目「税理士による地区相談会場のご案内」に記載の感染症対策の内容を確認の上、ご協力のほどよろしくお願ひします。

●開設期間／2月16日(火)～3月15日(月)

※土・日・祝日を除く。

※2月15日(月)以前は開設していませんが、作成済みの申告書の受け付けや用紙の交付は行っています。

※また、開設日初日(2月16日(火))や確定申告期限(3月15日(月))間際は、大変混雑することが予想されます。

●相談受付時間／16時まで

※混雑状況により16時以前に相談受け付けを終了する場合がありますので、なるべく早めにお越しください。

※作成済みの申告書の受け付けや用紙の交付は17時まで行っています。

※会場への入場には「入場整理券」が必要です。

問湯浅税務署 ☎063-53351

確定申告書はスマホで完結

確定申告書はスマートフォンから作成できます。スマートフォンから作成する5つのメリットをご紹介します。

①国税庁ホームページの案内に従い金額を入力するだけで、申告書が作成可能。作成した申告書は自宅から送信できます。

②スマホ専用画面で見やすく操作が簡単。添付書類と本人確認書類の提出省略が可能です。

③申告会場に行く時間も会場での待ち時間も不要。自宅でゆっくり申告書が作成できます。

④申告済みデータはスマホに保存でき、いつでも申告情報を確認できます。

⑤確定申告期には24時間いつでも利用可能です。

問湯浅税務署 ☎063-53351



水道の宅内等漏水に注意

冬に長期で家を空ける場合などで、水道管凍結による漏水事故が多発しています。また蛇口の閉め忘れなどで水道料金が過大になる場合があるので、水道を使う際は閉め忘れ

がないようにご注意ください。

●宅内等漏水とは

水道メーターより家側(内側)で水道管が破裂するなどして水が漏れている状態のことです。この場合の水道料金(下水道使用料など含む)は、原則として水道使用者様に全額お支払いいただきます。

※漏水に係る水道料金の減免に関する取り扱い要領に該当すれば減免できます。ただし、該当しても全額免除にはなりません。

●漏水の予防

長期に家を空ける時などで漏水を予防する場合、水道の元栓を閉めて水抜きをするか、水道中止届を提出(手数料無料)してください。

※中止届提出後、再開する際には「開始届」と開始手数料として1000円が必要です。

●冬場の水道管凍結から漏水を予防する場合

①蛇口をわずかに開き、少しずつ水を出しておく。

②水道管や蛇口の部分に発泡スチロールなどの保温筒や布を巻き保温する。その上からビニールなどで、水を遮断する材質のもので覆うと効果的です。

③水道管の水抜きをする。まず元栓を閉めて、蛇口(一番低いところ

にある蛇口)を開けて水道管の中の水を抜いてください

※元栓を開ける際は、必ずすべての蛇口が閉まっているかを確認してから、元栓を開けるようにしてください。

●水道管が凍結したら

タオルをかぶせて「ぬるま湯」をゆっくり水道管や蛇口にかけてください。

※直接熱湯をかけると、水道管などを破損してしまう場合があります。

●漏水を自分で調べる方法

①宅内の蛇口をすべて閉める。
②敷地内の地中にあるメーターボックス(長方形の箱)の扉を開ける。
③ボックス内のメーターの丸いふたを開けて、その中に銀色の八角形に羽が3つ付いたもの(パイロット)

ト)があるので、それが止まっているかどうか注意深く見る。動いているかどうか注意深く見る。動いていたら漏水の可能性が高い。

●漏水の可能性がある、または漏水を発見した場合

まず水道の元栓を閉めて、破損部分がかかればテープや布などを巻き付けて応急処置をしてください。そのまま「有田川町指定給水装置工業者」に修理の依頼をしてください。修理費用は水道使用者の負担となります。

問水道課